

行政情報

6次産業化・地産地消推進センターのご案内

6次産業化に取り組みようとする方に対し、電話等で相談を受け、内容に応じて、専門的な知識を持った支援員の派遣や、6次産業化に向けたアドバイス等を無料で行います。

申・問 6次産業化・地産地消推進センター
地消推進センター
☎98-193356
(立町二丁目6-23 立町復興ふれあい商店街内) 市商工課(内線3526)

6次産業化・地産地消推進助成金制度

農林漁業者と地域の事業者との連携を強化し、地域資源の高付加価値化を図るため、1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む商品開発や販路開拓等の事業に対し助成金を交付します。

- 対象**
- ① ネットワークを形成して事業に取り組み市内事業者
 - ② 市税および国民健康保険税を完納しており、かつ助成金交付終了後も事業の継続が確実であると認められる方
 - ③ 助成金額
 - ④ 新商品開発事業
- 対象経費の4分の3以内(交付限度額 1事業者あたり50万円)

② 販路開拓事業

対象経費の4分の3以内(交付限度額 1事業者あたり50万円)

③ 施設整備事業

対象経費の2分の1以内(交付限度額 1事業者あたり200万円)

※随時受け付けています。ただし、事業着手の30日前までに申請書を提出してください。

申・問 商工課(内線3526)

行政不服審査法改正のお知らせ

行政不服審査法の改正により、行政機関が決定した許認可等に対する不服を申し立てる制度が変わりました。

主な改正点

- ① 審査請求への二元化
これまでの審査請求と異議申し立ての2つの手続が、原則として審査請求に一元化されました。
- ② 審理員制度の導入
一定の要件を満たす職員が審理員として中立的な立場から審査請求の審理を行います。
- ③ 第三者機関によるチェック
新たに有識者で構成する第三者機関において、行政機関の判断や審理手続の妥当性をチェックします。
- ④ 審査請求期間の延長
審査請求を行うことができる期間が60日から3カ月間に延長されました。

なお、詳しくは総務省および市のホームページをご覧ください。
総務省
URL http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/
総務課
(内線4036・4039)

地価公示ってなに?

地価公示とは、一般の土地売買の際の目安となる価格を示すものです。

地価公示、地価調査の関係書類は、道路課、各総合支所、各支所および図書館で閲覧できます。
問 道路課(内線5646)

女性人材リストの登録者の募集

市では、市が設置する各種審議会・委員会等への女性委員の登用率を平成28年度までに40%以上に高めることを目標としています。

女性人材リストを作成することにより、女性委員の登用率をアップさせ、多くの女性の意見を審議会・委員会等市政へ反映させていきたいと考えています。

さまざまな分野で活躍している女性に知識や経験を發揮していただくため、女性人材リストへの登録をお願いします。

対象 市内に居住または勤務し、市政に関心を持ち、自己の知識・経験・能力を發揮したいと思っている20歳以上の女性
申・問 地域協働課
(内線4233)

石巻市既存借上型復興公営住宅入居者募集のお知らせ

市では、民間賃貸住宅を活用した既存借上型復興公営住宅の入居者募集を行います。

事前登録に申し込みいただいた方のうち、住宅が決まっていない方に入居者募集のご案内を送付しています。

既存借上型復興公営住宅とは?

市が民間事業者から賃貸住宅を住戸単位で一定期間借り上げて供給するものです。

家賃は、市が建設する復興公営住宅と同じ算定方法で決定し、市が徴収しますが、駐車場および共益費等は民間事業者と入居される方との直接契約となります。

※現在、みなし仮設住宅として借り上げている住戸を、そのまま復興公営住宅として借り上げるものではありません。

募集期間

5月10日(火)～31日(火)
(土日を除く)

午前9時～午後5時
※入居を希望される方は、事前登録の手続きが必要です。

申・問 市役所3階
事前登録相談窓口(37番窓口)
(内線3981・3983)
専用ダイヤル
☎90-18041
90-18042

固定資産税・都市計画税のお知らせ

◎納税通知書を発送します

平成28年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月2日(月)に発送します。

納期限

第1期 5月31日(火) 第2期 8月1日(月)
第3期 11月30日(水) 第4期 平成29年2月28日(火)

記載内容は本年1月1日現在における資産の状況となっておりますので、異なる場合はご連絡をお願いします。

なお、固定資産税・都市計画税のあらましについては、ホームページをご覧ください。

◎津波被害による減免について

東日本大震災による津波により被害を受けた区域のうち、一定の要件に該当する区域に適用している課税の減免については、引き続き被災者の方々の負担

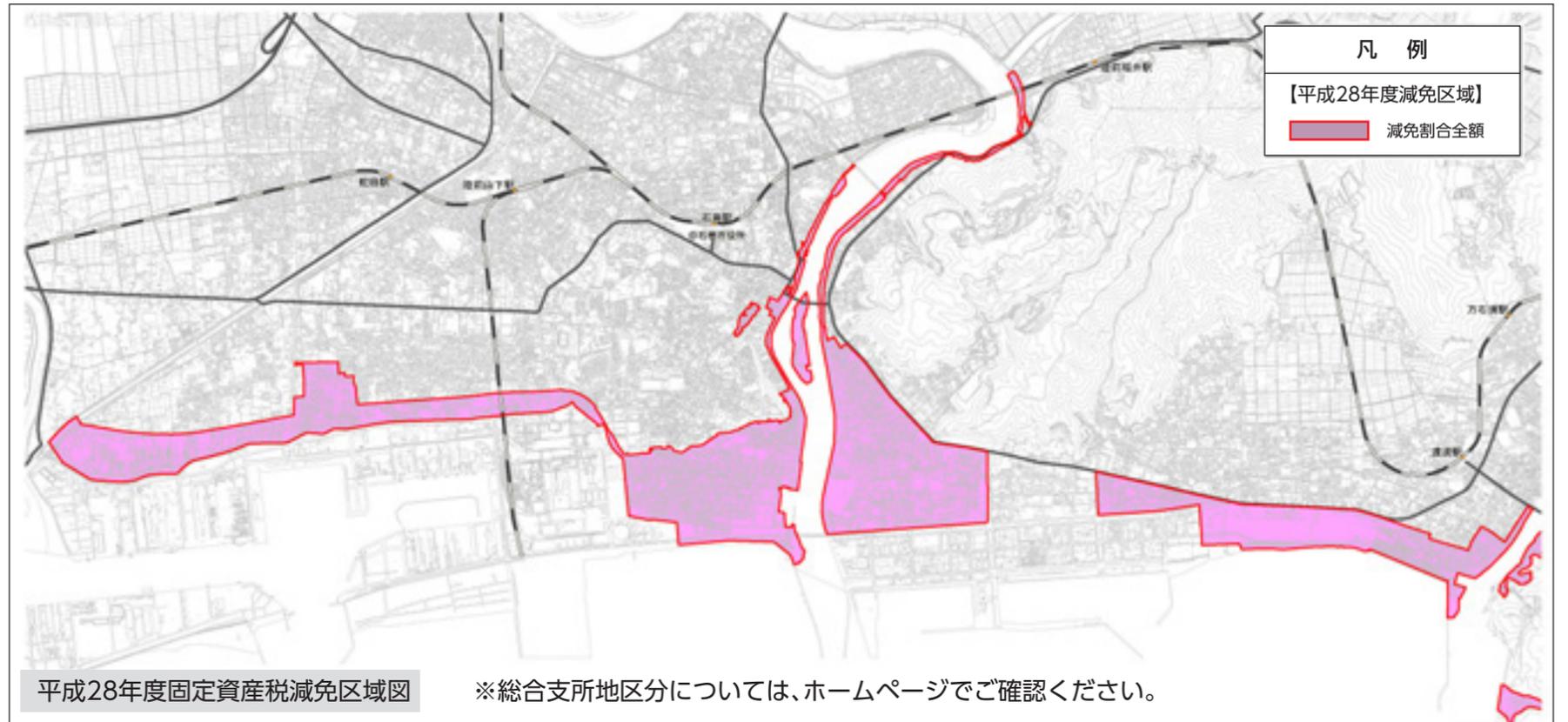
軽減を図るため、「平成28年度固定資産税減免区域」の範囲において課税の減免を行います。減免申請書の提出は不要となりますので、詳細については、送付される納税通知書でご確認ください。

なお、縦覧期間内(5月31日(火)まで)であれば無料で課税台帳の閲覧が可能ですのでご利用ください。

◎被災代替資産の特例

被災した資産に代わる資産を取得した場合、代替特例があり、適用を受けるためには申告書の提出が必要です。

償却資産の申告時や新・増築家屋の調査時は聞き取りの上、申告をいただいています。土地を先行取得した場合は該当するのかわかりませんので、お問い合わせください。



平成28年度固定資産税減免区域図

※総合支所地区分については、ホームページでご確認ください。

問 資産税課(内線3116・3119・3122)

行政情報

新市街地住宅用地一般募集のお知らせ

防災集団移転先として整備している新市街地(新蛇田・あけぼの北・新渡波・新渡波西・新蛇田南)の住宅用地について、対象を拡大して募集を行います。

ただし、新市街地の住宅用地については、全体の造成が完了していないことから、事前登録という形での募集となります。

募集期間

5月18日(水)～6月17日(金)
(土日を除く)
午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)
※新蛇田・あけぼの北・新渡波・新渡波西・新蛇田南の5団地から1つの団地を登録していただきます。

団地登録期間終了後、次の順位で宅地の登録をしていただきます。

対象

①市内で被災し、り災証明が全壊、大規模半壊または半壊(半壊した住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合に限る)の方ならびにり災時に石巻市には住んでいなかったが、市内に所有していた住家が被災により住めなくなった方で、新市街地に移転を希望する方

②新市街地に住宅を建築し、本人または親族(6親等以内)の血族、配偶者、3親

等以内の姻族)が居住する方(市内・市外の者および被災状況は問わない)契約内容

定期借地権設定契約(52年)または売買契約

※ただし、対象者②の方は売買契約のみ。

借地料は固定資産税評価相当額の1.4%(10年間は200平方メートルまで全額減免)

申請方法

事前登録相談窓口(37番窓口)へ申請書を直接持参してください。

※募集要項および申請書は事前登録相談窓口および用地管理課で配布するほか、ホームページからダウンロードできます。

申請

事前登録相談窓口
(内線3981～3983)
用地管理課
(内線5463～5467)

口座振替納付済通知書の一部廃止のお知らせ

市税等の納付に口座振替を利用されている方は、これまで12月に1年間の納付内容について「口座振替納付済通知書」を送付してきましたが、本年から廃止することになりました。

これは、口座振替の内容確認は通帳の記帳により可能なこと、さらに経費削減および省資源化の推進を図るためです。ご理解とご協

力をお願いします。なお、車検(継続検査)が必要な車両の軽自動車税や社会保険料控除等に利用する国民健康保険税等については、これまでどおり送付します。

廃止する税目

個人市県民税、固定資産税、車検(継続検査)の必要のない車両の軽自動車税、下水道事業受益者負担金、防災集団移転用地貸付料

廃止しない税目

車検(継続検査)の必要な車両の軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※軽自動車税の車検(継続検査)用納税証明書は、毎年6月中旬に発送いたします。車検は有効期限の1カ月前から受けることができます。5月31日までに車検を受ける場合は、平成27年度の車検(継続検査)用納税証明書を使用できますので、早めに車検を受けることをお勧めします。

問

納税課(内線3135)

『平成28年経済センサス・活動調査』が行われます

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、全国の全ての事業所および企業を対象に「平成28年経済センサス・活動調査」を実施します。

調査票は、5月末までに調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送しますので、調査へのご理解、ご協力をお願いします。

総務課
(内線4035・4038)
各総合支所地域振興課

市・県民税の納税通知書を発送します

本年度の市・県民税の納税通知書を6月中旬に納税義務者・納税貯蓄組合長に郵送します。納期内に納めるようお願いいたします。

なお、本年度の課税(非課税)証明書は6月10日(金)から発行します。

市民税課
(内線3093～3103)
98・3101～3103

問

軽自動車を所有する方へ5月2日(月)に納税通知書を発送します。納期限は5月31日(火)です。

通知書がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

なお、本年度から税率が変更となります。詳細は市報3月15日号または通知書に同封するチラシでご確認ください。

軽自動車税の納税通知書を発送します

身体障害者の方は軽自動車税が減免になります

身体あるいは精神に障害がある方の使用する軽自動車が必要要件に該当する場合には、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

申請に必要なもの

車検証、運転免許証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印かん、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

申請期間
5月2日(月)～24日(火)

市民税課
(内線3101)
各総合支所市民生活課各支所

自動車税納付のお知らせ

平成28年度自動車税の納税通知書は5月上旬に郵送します。納期限までに忘れずに納付しましょう。

県東部県税事務所
☎9511520

問

市では、平成28年3月に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定し、快適な生活環境を確保していくために1人1日当たりのごみ排出量を90g、リサイクル率を15.7%となるよう、将来目標値を設定しました。

具体的な施策は次のとおりです。

・雑紙「排出方法の変更」
・布類の回収対象の拡大
・エコクッキングの推進

みんなでつくるごみ減量のまち いしのまき

・もったいない生ごみ減量推進
・集団資源回収の推進
・マイバッグ持参の推進
・再使用・長期使用の推進
・出前講座等環境学習の推進
一人ひとりの小さな行動の積み重ねで、ごみ減量のまち石巻をつくりあげましょう。

廃棄物対策課
(内線3374)

資源物の持ち去りは条例により禁止です!

ごみ集積所に出された古新聞等の資源物を、市または市が委託した業者以外の方が収集することは条例により禁止されています。

市では継続してパトロールを行い、資源物持ち去り行為者の摘発を実施しています。

なお、資源物の持ち去り行為を発見した場合は、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、直接注意せずに日時・場所・車両のナンバーや特徴等を連絡ください。また、ご協力をお願いいたします。

廃棄物対策課
(内線3375・3376)

問

農地の無断転用や耕作放棄地をなくしましょう

農地の無断転用や耕作を放棄すると、雑草の繁茂や病害虫が発生させ、周辺農地に多大な迷惑を掛けたり、ごみの不法投棄を誘発させたりする恐れがあります。このような事態を防ぐため、農地の転用や売買・賃貸について相談や申請を受け付けています。

また、6月から全ての農地を対象に利用状況調査を行います。農地所有者の皆さんのご協力をお願いします。

農業委員会事務局
☎6214826

空き地は適正に管理しましょう!

空き地の所有者は、雑草が繁茂し害虫が発生する等により、周辺の住民の迷惑にならないように適正に管理しましょう。

※空き地には、囲いをする等ごみが投棄されないようにならぬよう、ごみ管理にしましょう。

環境課
(内線3363・3364)

クマ出没注意!

市内の山間部等でクマの目撃情報が寄せられています。ハイキング等で入山したり、山間部で農作業等に従事する場合は、ラジオや鈴等の音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせ、クマとの遭遇を避けるよう十分注意してください。

農林課(内線3557)



福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

放射線の測定をしています。期間中の測定の結果、空間放射線量は健康に影響を与えないレベルではありませんでした。測定は今後も定期的に行ってまいります。

空間放射線量の測定結果

測定箇所	測定結果	測定期間
市役所北出入り口前	0.06～0.07	3/2～3/16
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.05～0.09	3/2～3/28
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05～0.11	3/7～3/28
牡鹿地区集落	0.05～0.17	3/2～3/16

(単位:マイクロシーベルト/時)

※市民持ち込みによる食品等の放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを無料で行っています。

環境課
(内線3366)

みやぎ県民大学「石巻専修大学開放講座」受講者募集

「統一テーマ」あなたの大切なものは何ですか?」

6月2日(木)～7月14日(木)の毎週木曜日 全7回
午後7時～8時30分

ところ 石巻専修大学(4号館1階 4101号室)
定員 200人〔先着〕

申込期間 5月9日(月)～6月1日(水)
(土日を除く)

午前9時～午後5時30分
申込方法 電話またはEメールに郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、送迎バス希望の有無を記入の上、申し込みください。

無料送迎バス
往路 JR石巻駅北口
午後6時30分発
復路 大学北門
午後8時40分発(JR石巻駅北口午後9時着)

詳しくは、石巻専修大学ホームページの大学開放センターのページをご覧ください。
URL <http://www.senshu-u.ac.jp/ishinomaki/>

石巻専修大学事務課
☎22-7716
市総務課
(内線4037)

石巻警察署から

《未成年の飲酒・喫煙は法律違反です》
未成年者に対し、保護者が飲酒・喫煙をやめさせないときや販売者が年齢を確認

せす酒やタバコを販売したときは、法律により罰せられることがあります。(例保護者が子どもにtaspoカードを貸し出し、タバコを買わせた)

平成27年中、県内では1、600人以上の子どもたちが飲酒・喫煙で補導されており、石巻署管内では200人以上の少年が補導されています。

未成年者の飲酒・喫煙防止にご協力をお願いします。

石巻警察署生活安全課
☎95-4141
市民相談センター
(内線2542)

《迷惑メールに注意!》
パソコンや携帯電話に、利用していないサイト料や、退会手続きの連絡をするようにというEメールが届いたという相談が後を絶ちません。

市民相談センターから

このような架空請求では支払い義務はなく、慌てて連絡をしようとする、言葉巧みに個人情報聞き出されてしまいますので、絶対に連絡しないでください。

最近では、ネットで見つけたトラブル解決をかたる業者に依頼し、高額な請求を受けたという相談も増加しています。

不安なときは、当センターにご相談ください。

《弁護士による無料法律相談》
日程等は「5月の相談あんない」をご覧ください。

市民相談センター
(消費生活相談)
☎23-5040

行政書士相談(要予約) 相続・許認可相談ほか
16日(月) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B
☎22-8471

行政相談
9日(月) 午前10時～午後3時 北上保健医療センター
11日(水) 午後1時～3時 石巻中央公民館和室
11日(水) 午後1時～3時30分 河南総合支所第2庁舎
25日(水) 午後1時～3時 石巻中央公民館和室

子ども
●県東部児童相談所(石巻合同庁舎) 18歳未満の子どもに関する相談
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95-1121
●子育てに関する相談(子育て支援センター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎94-2366

介護
●各地域包括支援センター ※ ()内は担当地区
中央(石巻・中央) ☎21-5171 河北(河北) ☎61-1252
稲井(稲井・住吉) ☎93-8166 雄勝(雄勝) ☎61-3732
蛇田(蛇田) ☎92-7355 河南(河南) ☎86-5501
山下(山下・釜・大街道) ☎96-2010 ものう(桃生) ☎76-5581
渡波(渡波・荻浜) ☎25-3771 北上(北上) ☎61-7023
湊(湊) ☎90-3146 牡鹿(牡鹿) ☎44-1652

5月の相談あんない

- 女性のための面接相談(市役所2階相談室B)
とき 18日(水) 午前10時30分、午後1時、2時30分
定員 1日3人(先着)
担当 田口 京子(ウィメンズカウンセリングいずみ/日本フェミニストカウンセリング学会認定カウンセラー)
☎22-8471
- 物忘れ相談(包括ケアセンター)
・認知症全般に関する相談
とき 10日(火)
定員 午前午後各2件(先着)※要予約
☎22-223-2383
- 法律(弁護士)相談
・仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12-18)
午後1時30分～4時30分 月～金曜日(祝日を除く)
午前10時30分～午後4時30分 日曜日(祝日を除く)
震災時被災3県に在住の方は刑事事件・法人を除き全て無料です。
☎022-223-2383
(受付 午前10時～午後5時(先着) 土日・祝日を除く)
※当日の相談予約・キャンセルは直接石巻法律相談センターへ
午前10時～午後3時 ☎23-5451
- 県政に関する相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)
- 県消費生活相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93-5700
- 震災に関する裁判所の手続き案内(仙台家庭・簡易裁判所)
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く) ☎022-745-6090
- 無料人権相談
9日(月) 午前10時～午後3時 北上保健医療センター指導室
11日(水) 午前10時～午後3時 河南総合支所第2庁舎
20日(金) 午前10時～午後3時 河北総合支所
☎22-6188
- 農家相談(河北総合支所3階会議室)
17日(火) 受付開始 午後1時30分
詳細については、事前にお問い合わせください。
※農地法許可申請受付期間 6日(金)～11日(水)
☎62-4826
- 年金に関する相談(石巻年金事務所)
・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長します。
・休日年金相談 14日(土) 午前9時30分～午後4時 ☎22-5115

人権擁護委員の日・全国一斉特設人権相談所

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

とき	ところ
1日(水)	市役所2階相談室A・B、石巻中央公民館雄勝総合支所仮庁舎
6日(月)	午前10時～午後3時 北上保健医療センター
7日(火)	桃生総合支所
9日(木)	牡鹿総合支所

相談内容 いじめ、体罰、虐待、差別、隣近所のもめ事等
☎22-6188
市総務課(内線4037)

境界・登記の無料相談

とき 6月1日(水) 午前10時～午後3時
ところ 石巻中央公民館 第1・2教養室、第2講座室
相談内容
・土地建物調査測量・分筆・合筆登記・土地の境界
・保存登記・売買・相続・贈与による移転登記
・抵当権の設定・変更・抹消の各登記
・市役所への許認可申請手続
☎83-4095
市総務課(内線4037)